

児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究(その1)

— 児童養護施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査 —

子ども家庭福祉研究部 高橋重宏
澁谷昌史
才村 純
庄司順一
嘱託研究員 中谷茂一(聖学院大学)
大竹 智(立正大学)
聖徳大学短期大学部 鈴木 力
嘱託研究員 有村大士(日本社会事業大学大学院)
厚生労働省児童福祉専門官 梶原 敦

要約: 本研究は、全国550カ所の児童養護施設の①施設長、②主任児童指導員、③主任保育士を対象に、子ども同士の権利侵害事例に関する意識について40事例からなるピネット調査の手法により把握したものである。その結果、性的加害にあたる子ども同士の権利侵害事例に関し、児童相談所・主管課との報告・連携による対応が特に必要であると認識されている。対応マニュアル作成のニーズも8割以上あることが明らかになった。また、意識調査のクロス集計結果からは、①男性職員よりも女性職員が性的加害に関し、高次の対応レベルが必要だと認識する傾向と、②30歳代の職員の意識の高さ、③施設長が他職種に比べ「児童相談所・主管課へ報告し対応する」と回答する割合が低いことが明らかになった。

見出し語: 児童養護施設、権利侵害、性的加害

Team Research1: A Study of the Conditions on the Protection of the Children's Rights in Children's Home--Part 1: Survey on Childcare Workers' Awareness of Abuse amongst Children Living in Children's Home

Shigehiro Takahashi, Masashi Shibuya, Jun Saimura, Junichi Shoji,
Shigekazu Nakatani, Satoru Otake, Tsutomu Suzuki, Taishi Arimura, Atsushi Kajiware

Abstract: This survey examines child care professionals' awareness and understanding of abuses among children living in Children's Homes. The survey employs vignette study method based on 40 sample cases, and was directed to executive directors, child social work supervisors, and child care supervisors working in 550 Children's Homes across the country.

The survey shows a need for more information exchange and communication among Children's Homes, Child Guidance Centres, and Child Welfare Department of local governments regarding sexual abuses amongst children in Children's Homes. The survey also reveals over 80% of the survey participants believe some manuals for workers to respond to such cases are necessary.

Finally, the cross tabulation of the survey data shows that: 1) female child care professional were more likely to express the need to respond to abuse among children than male child care professionals; 2) child care professionals in their 30s had the highest level of awareness concerning the issue; and 3) executive directors of Children's Homes were least likely to agree with the statement, "we need to report the issue to Child Guidance Centres and Child Welfare Departments of the local government, and deal with the issue" compared to other child care professionals.

Key Words: Children's Home, Violation of Rights, Sexual Abuse

外することとした。

I 研究目的と方法

1. 目的

児童養護施設の日常生活の中で、暴力やいじめ、性的いたずら、非行の強要など、子ども同士の権利侵害が起きている。

これらの事象に関し、特に対応の必要のないものから児童相談所・主管課に報告するものまで、事例の内容によって対応レベルの認識に差異が存在すると考えられる。

また、対応に苦慮している事例の種類と対応マニュアル作成のニーズをあわせて把握することで、これまで把握されていなかった、全国の児童養護施設役職者の子ども同士の権利侵害事例への対応に関する意識傾向を把握することで、対応マニュアル検討の基礎的データを得ることを目的とする。

2. 対象と方法

2-1. 配布・回収状況

本研究の調査対象者は、全国 550 カ所の児童養護施設に 3 票づつ配布し、①施設長②主任児童指導員③主任保育士の役職者を対象に、1 施設、各役職 1 名づつを対象とした。

調査方法は調査票を用いて郵送法による自計式調査を行った。

調査時期は、平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月である。

2-2. 質問項目

調査票は子ども同士の権利侵害を想定した 40 のビネット（調査票参照）について、「児童養護施設の生活の中で、もし、子ども同士で下記のような出来事が起きた場合、どのような対応をなさいますか。特に対応の必要ないレベルから児童相談所・主管課へ報告するレベルまで 5 段階で判断して、どのレベルにあたるか該当する番号に 1 つだけ○印をご記入ください。」と質問し、1～5 までの各レベルにそれぞれ回答してもらった。

なお、回答は施設全体としての考えではなく、あくまで回答者個人の考えで回答するものとした。

加えて、子どもへの権利侵害について、①対応に苦慮した経験の有無、②対応マニュアルの有無、③対応マニュアルの必要性と内容、についても質問。

回答者属性として、①性別、②年齢、③職種、④児童養護施設での通算勤務年数、⑤その他の福祉現場での通算勤務年数、の 5 点について質問したが、⑤については、データクリーニングにおいて、回答内容を精査したところ、回答精度に疑問が生じたため、今回の分析からは除

II 調査結果

1. 回収状況

調査票配布数は、1650 票。回収数が 1015 票、回収率は 61.2%。有効票は 989 票であった。回収した調査票のうち、残念ながら無効票となったのは、対象者以外の回答票と調査票のうち一部分のみの回答票である。

2. 調査結果における主たる知見

調査結果の主な知見は、性的加害にあたる子ども同士の権利侵害事例に関し、児童相談所・主管課との報告・連携による対応が特に必要であると認識されている。対応マニュアル作成のニーズも 8 割以上あることが明らかになった。

また、意識調査のクロス集計結果からは、①男性職員よりも女性職員が性的加害に関し、高次の対応レベルが必要だと認識する傾向と、②30 歳代の職員の意識の高さ、③施設長が他職種に比べ「児童相談所・主管課へ報告し対応する」と回答する割合が低いことが明らかになった。

3. 基本属性（表 1～4）

回答者性別は、男性 571 (57.7%)、女性 403 (40.7%)。

回答者年齢は、40 歳代、50 歳代が多く、次いで 30 歳代、60 歳以上である。

職種は、大幅なかたよりはなく、主任児童指導員 347 (35.1%)、施設長 327 (33.1%)、主任保育士 262 (26.5%) の順である。

通算勤務年数は、1 年未満から 57 年間まで幅広く、1 年未満が 9 (0.9%)、1 年が 29 (2.9%)、2 年が 26 (2.6%) という結果は興味深い。なお、児童養護施設での通算経験年数を別途クロス集計したところ、1 年未満の施設長が 7 人、1 年が 23 人、2 年が 14 人。また、1 年未満で主任児童指導員が 1 人、1 年が 3 人、2 年が 5 人。主任保育士は、1 年が 1 人、2 年が 5 人と、経験浅く役職者になる職員が一定数いることが明らかになった。

表 1 回答者性別

	実数	%
1 男性	571	57.7
2 女性	403	40.7
無回答	15	1.5
合計	989	100

表2 回答者年齢

	実数	%
2 20歳代	44	4.4
3 30歳代	180	18.2
4 40歳代	282	28.5
5 50歳代	318	32.2
6 60歳以上	153	15.5
無回答	12	1.2
合計	989	100

表3 職種

	実数	%
1 施設長	327	33.1
2 主任児童指導員	347	35.1
3 主任保育士	262	26.5
無回答	53	5.4
合計	989	100

表4 児童養護施設の通算勤務年数

	実数	%
0-5年	158	16.0
6-10年	160	16.2
11-15年	149	15.1
16-20年	161	16.3
21-25年	118	11.9
26-30年	124	12.5
31年以上	106	10.7
無回答	13	1.3
合計	989	100

4. 子ども同士の権利侵害の対応苦慮（表5～7-1）

子ども同士の権利侵害の対応苦慮の経験については、787（79.6%）で8割が「ある」とし、対応を苦慮する中で、施設での対応マニュアルについては「ない」が567（57.3%）、「検討中」は267（27.0%）と、本調査ではマニュアルが「ある」施設は123（12.4%）と1割程度にすぎなかった。

そのマニュアルの必要性を感じたことが「ある」は820（82.9%）と8割を越え、特に性的な内容に関して必要性を感じる割合が一番高い結果である。

表5 子ども同士の権利侵害について対応に苦慮したことがありますか

	実数	%
1 ある	787	79.6
2 ない	76	7.7
3 自分はないが、他の職員が感じたことがある	94	9.5
無回答	32	3.2
合計	989	100

表6 子ども同士の権利侵害について施設での対応マニュアルがありますか

	実数	%
1 ある	123	12.4
2 ない	567	57.3
3 検討中	267	27.0
無回答	32	3.2
合計	989	100

表7 子ども同士の権利侵害について施設での対応マニュアルの必要性を感じたことがありますか

	実数	%
1 ある	820	82.9
2 ない	87	8.8
3 自分はないが、他の職員が感じたことがある	49	5.0
無回答	33	3.3
合計	989	100

表7-1 対応マニュアルの必要性を感じた内容

	実数	%
1 子ども同士での身体的な権利侵害が主たる内容であるもの	175	19.4
2 子ども同士での心理的な権利侵害が主たる内容であるもの	262	29.0
3 子ども同士の性的な権利侵害が主たる内容であるもの	303	33.6
4 その他	89	9.9
無回答	73	8.1
合計	902	100

表8 ビネット別 集計・検定一覧

no	事例	Friedman 検定 有意 確率 p<0.001	単純集計で 「5」の回答 割合(%)	クロス集計変数(p<0.05 p<0.01 p<0.001)			
				回答者 性別	回答者 年齢	回答者 職種	回答者勤 務年数
1	他の子どもをたたいてあざをつけた	3.3	10.3		p<0.05		
2	複数で一人の子どもにむりやり性的な接触をした	4.7	80.5		p<0.05		
3	他の子どもをたたいたが、あざなどはつかなかった	2.6	1.3				
4	他の子どもをたたき、被害者が病院に行くことになった	4.5	60.4				p<0.05
5	非常に傷つくような言葉を言った	3.0	1.9				
6	継続してむりやり性交をした	4.9	93.6				
7	使い走りさせた	2.6	1.5				
8	1回だけむりやり性的な接触をした	4.6	67.5		p<0.001	p<0.05	p<0.05
9	むりやりマッサージさせた	3.0	4.3	p<0.001		p<0.01	
10	一対一でむりやり性的な接触をした	4.6	73.5	p<0.05	p<0.001	p<0.001	p<0.05
11	仲間はずれにした	2.7	0.7				
12	男子が女子にむりやり性的な接触をした	4.6	71.1		p<0.001	p<0.01	
13	口をきかずに無視をした	2.6	0.6				
14	同意の上、性的な接触をもった	4.4	60.4		p<0.05		p<0.05
15	髪の毛を引っ張って床をひきずった	3.8	20.8	p<0.05			p<0.05
16	女子が男子にむりやり性交をした	4.8	85.7		p<0.01		
17	骨折させた	4.6	68.5	p<0.05			p<0.05
18	むりやり服をぬがせた	4.2	39.0	p<0.05	p<0.001	p<0.05	p<0.01
19	女子が男子にむりやり性的な接触をした	4.6	68.8		p<0.05	p<0.01	p<0.05
20	服をきたまま頭から水をかけた	3.5	11.4	p<0.05			p<0.05
21	無断外泊を強要した	4.1	39.1	p<0.05	p<0.05		
22	万引きを強要した	4.2	42.4				
23	継続してむりやり性的な接触をした	4.8	84.9	p<0.01			
24	他の子どもの私物を隠した	2.8	1.6				
25	複数で一人の子どもにむりやり性交をした	4.8	93.0		p<0.05		
26	他の子どもの私物を捨てた	3.1	3.1				
27	一対一でむりやり性交をした	4.8	87.8		p<0.01		
28	他の子どものお金をとった	3.8	18.5		p<0.001		
29	他の子どもに非常に威圧的な言動をした	3.3	5.8				
30	他の子どもの私物を無断で使った	2.6	0.7				
31	悪いことをするために他の子どもを見張りにさせた	3.4	9.6				
32	思春期の異性の子どものおとんに同意無くもぐりこんでくる	4.0	28.5		p<0.05		
33	1回だけむりやり性交をした	4.7	82.5		p<0.05		
34	他の子どもを脅かすために、その目の前で近くのをカ一杯壊した	3.6	13.0	p<0.05			
35	異性の子どもの入浴中をのぞいた	3.6	12.7		p<0.05		
36	同性でむりやり性的な接触をした	4.5	61.9		p<0.001	p<0.01	p<0.01
37	異性の子ども入浴中の盗撮をした	4.5	60.5		p<0.001	p<0.01	p<0.01
38	他の子どもの食事の盛りつけを少なくさせた	2.9	1.5				
39	男子が女子にむりやり性交をした	4.8	89.9		p<0.05		
40	自分の食事の盛りつけを多くさせた	2.7	0.6				

<回答者性別>

表9 回答者性別×Q9 むりやりマッサージをさせた

		Q9 むりやりマッサージをさせた					合計
		1	2	3	4	5	
回答者性別	1 男性	30	136	270	116	15	567
		5.3%	24.0%	47.6%	20.5%	2.6%	100%
	2 女性	30	84	143	115	28	400
		7.5%	21.0%	35.8%	28.8%	7.0%	100%
合計		60	220	413	231	43	967
		6.2%	22.8%	42.7%	23.9%	4.4%	100%

<回答者年齢>

表10 回答者年齢×Q10 一対一でむりやり性的な接触をした

		Q10 一対一でむりやり性的な接触をした					合計
		1	2	3	4	5	
回答者年齢	20歳代	1	1	3	7	32	44
		2.3%	2.3%	6.8%	15.9%	72.7%	100%
	30歳代	2	0	0	24	152	178
		0.0%	0.0%	0.0%	13.5%	85.4%	100%
	40歳代	2	4	9	43	221	279
		0.7%	1.4%	3.2%	15.4%	79.2%	100%
	50歳代	10	2	13	61	228	314
		3.2%	0.6%	4.1%	19.4%	72.6%	100%
	60歳以上	7	0	13	44	88	152
		0.0%	0.0%	8.6%	28.9%	57.9%	100%
合計		22	7	38	179	721	967
		2.3%	0.7%	3.9%	18.5%	74.6%	100%

<回答者職種>

表11 職種×Q10 一対一でむりやり性的な接触をした

		Q10 一対一でむりやり性的な接触をした					合計
		1	2	3	4	5	
職種	1 施設長	11	2	18	84	210	325
		3.4%	0.6%	5.5%	25.8%	64.6%	100%
	2 主任児童指導員	5	1	9	48	281	344
		1.5%	0.3%	2.6%	14.0%	81.7%	100%
	3 主任保育士	6	4	11	39	198	258
		2.3%	1.6%	4.3%	15.1%	76.7%	100%
合計		22	7	38	171	689	927
		2.4%	0.8%	4.1%	18.4%	74.3%	100%

5. ビネット調査結果（表8）

本研究では、子ども同士の権利侵害を想定した40のビネットごとに、「特に対応の必要ないレベル（1）」から「児童相談所・主管課へ報告するレベル（5）」まで1～5の尺度で判断して、意識を測定した。その結果は表8のとおりである。平均値の差の検定には、ノンパラメトリック検定を使用し、各群のデータが正規分布でない、または分散が等しいとみなせないため、フリードマン検定を行い、有意差が認められた。

全体の回答傾向からは、40のビネットのうち、「児童相談所・主管課に報告」のレベルの「5」を選択した割合が高いものをみるとそのほとんどが性的な加害にあた

るビネットで、6割以上が「5」とする結果となった。

「継続してむりやり性交をした」、「複数で一人の子どもにむりやり性交をした」が9割と高く、回答に関わる要素として、「継続」、「複数」というポイントに判断の影響がみられ、継続性、複数による性的加害が高次の対応が必要だと認識されていることがわかる。

一方、同じ性的加害である、「異性の子どもの入浴中の盗撮をした」が6割で、似た行為である「異性の子ども入浴中をのぞいた」は1割程度と、ここでは同様の行為でも「盗撮」がより問題の高い行為と認識されていることも明らかになった。

他方、性的加害以外で高次の対応レベルと認識する割

合が高かったのは、「他の子どもをたたき、被害者が病院に行くことになった」など医療措置が必要な身体的な加害と、「万引きを強要した」、「無断外泊を強要した」といった非行への強要事例であった。

6. クロス集計結果（表8、表9～11）

回答者の性別、年齢、職種、勤務年数の基本属性とビネットへの回答をクロス集計したところ、それぞれ有意差がみられるビネットがあった。（表8 有意差参照）

具体的なクロス表の代表的な一部は下記のとおりであり、特徴的な傾向としては、男性職員よりも女性職員が性的加害に関し、高次の対応レベルが必要だと認識する傾向がみられた。

また、30歳代の職員の意識の高さと施設長が他職種に比べ「児童相談所・主管課へ報告し対応する」と回答する割合が低いことが明らかになった。

Ⅲ 考察

本研究からは、子ども同士の権利侵害への対応レベルの認識について、性別、年齢、職種といった職員の属性に少なからぬ関連があることが明らかになった。本調査結果をもとにさらに詳細な検証を行っていく課題があるが、全体の回答結果から以下の点が考察できる。

①性的被害に対して、女性の場合、被害児（男児の場合もあるが、女兒が被害者の大多数であるという社会の共通認識が存在している背景がある）の立場に共感しやすいことから該当ビネットへの対応レベルが高く回答されていることがうかがわれる。

②施設長の場合、管理職（責任者）という立場から、その他の職員との視点の差異が生じることは当然ともいえるが、もし、あまり問題をオープンにしたくない、という心理が働いているとすれば、施設内・関連機関相互で協働した対応を行うメリットも再認識される必要があるだろう。

③通算勤務年数については、施設長の場合（2年未満）、退職教員や公務員の退職者などが就いている場合がある。また、同一法人（複数種別の施設を経営）による移動、同族経営による他職種からの就任などが考えられる。

④マニュアルの必要性があり、8割の背景には、それだけ現場で権利侵害（特に性的な権利侵害）が生じているということの現われだと思われる。また、特に性的なものについては、他害行為や万引きなどの問題と違って、これまで施設ではオープンにしてこなかったことから、その対応の蓄積・共有がなかったことが考えられる。加

えて、近年の子ども間の性的問題の低年齢化も影響していると考えられる。

⑤「盗撮」と「のぞき」については、道具を使用する行為について非行性が重いと判断される回答結果につながっていると考えられる。

⑥ビネットの性的行為の「男子から女子へ」「女子から男子へ」は、いずれも高次の対応レベルを選択している、ということは性的行為について、職員としては、男子・女子の別なく施設独自では対応困難と強く考えているあらわれであり、児相相談所・主管課との連携を含めた総合的な対応が必要であろう。

本調査においては、特に回答者の年代による差がみられ、これが、学校における教育時期の影響なのか、加齢効果なのか検証することが今後の課題の一つである。

また、施設長と他の主任職の職種間の差異の存在は、施設内の対応方針の統一性や判断基準に影響があると思われる、一定のガイドラインと手続きを示した対応マニュアルの作成の必要性を示唆する結果となっている。

いずれにしても、その対応マニュアルの必要性を感じている職員が多く、ビネット調査においては性的な加害事例について他事例に比べ特に高次の対応意識が強く表れ、性的な加害について児童養護施設の現場でいかに対応に苦慮しているかがうかがわれる結果であった。今後、具体的な現実の対応事例も参照しながら、この分野の具体的な対応方法のガイドラインを記載したマニュアル策定の検討が求められているよう。

謝辞：本研究は、全国の児童養護施設の方々のご協力により実施することができたものです。多忙な日常業務の中、煩雑な質問にご回答いただいたことについて、この場を借りて深く感謝申し上げます。

なお、本チーム研究は、標記メンバーのほかに、以下のメンバーによって構成されている。（50音順）

伊藤 嘉余子（福島学院大学・日本社会事業大学大学院）

小笠原 彩子（齋藤・小笠原法律事務所）

奥山 真紀子（国立成育医療センター）

加賀美 尤祥（日本社会事業大学）

影山 秀人（横浜みらい法律事務所）

加藤 純（ルーテル学院大学）

加藤 芳明（神奈川県中央児童相談所）

栗原 拓也（日本社会事業大学大学院）

小森 敦（日本社会事業大学大学院）

田中 哲（東京都立梅が丘病院）

福島 一雄（共生会希望の家）

藤原 雄三（神奈川県総合療育相談センター）

森 望（立正大学）

山屋 春恵（秋草学園短期大学）

児童養護施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査

児童養護施設の生活の中で、もし、子ども同士で下記のような出来事が起きた場合、どのような対応をなさいますか。特に対応の必要ないレベルから児童相談所・主管理へ報告するレベルまで5段階で判断して、どのレベルにあたるかを該当する番号に1つだけ○印をご記入ください。ご回答は施設全体ではなく、貴職個人のお考えでおつけ下さい。対応の内容はさまざまな段階・内容があると考えられますが、下記の40の各事例についてどの程度のレベルにあたるかとお考えになるかご回答いただければ幸いです。

no	事例	特にお応えの必要ない					男児・主管理に報告				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1	他の子どもをたたいてあざをつけた	1	2	3	4	5					
2	複数で一人の子どもにもむりやり性的な接触をした	1	2	3	4	5					
3	他の子どもをたたいたが、あざなどはつかなかった	1	2	3	4	5					
4	他の子どもをたたき、被害者が病院に行くことになった	1	2	3	4	5					
5	非常に傷つくような言葉を言った	1	2	3	4	5					
6	継続してむりやり性交をした	1	2	3	4	5					
7	使い走りをさせた	1	2	3	4	5					
8	1回だけむりやり性的な接触をした	1	2	3	4	5					
9	むりやりマッサージをさせた	1	2	3	4	5					
10	一対一でむりやり性的な接触をした	1	2	3	4	5					
11	仲間はずれにした	1	2	3	4	5					
12	男子が女子にむりやり性的な接触をした	1	2	3	4	5					
13	口をきかずに無視をした	1	2	3	4	5					
14	同意の上、性的な接触をもった	1	2	3	4	5					
15	髪の毛を引っ張って床をひきずった	1	2	3	4	5					
16	女子が男子にむりやり性交をした	1	2	3	4	5					
17	骨折させた	1	2	3	4	5					
18	むりやり服をぬがせた	1	2	3	4	5					
19	女子が男子にむりやり性的な接触をした						1	2	3	4	5
20	服をきたまま頭から水をかけた						1	2	3	4	5
21	無断外泊を強要した						1	2	3	4	5
22	万引きを強要した						1	2	3	4	5
23	継続してむりやり性的な接触をした						1	2	3	4	5
24	他の子どもたちの私物を隠した						1	2	3	4	5
25	複数で一人の子どもにもむりやり性交をした						1	2	3	4	5
26	他の子どもたちの私物を捨てた						1	2	3	4	5
27	一対一でむりやり性交をした						1	2	3	4	5
28	他の子どもたちのお金をとった						1	2	3	4	5
29	他の子どもたちに非常に威圧的な言動をした						1	2	3	4	5
30	他の子どもたちの私物を無断で使った						1	2	3	4	5
31	悪いことをするために他の子どもを見張りにさせた						1	2	3	4	5
32	思春期の異性の子どもふとんに同意無くもぐりこんでくる						1	2	3	4	5
33	1回だけむりやり性交をした						1	2	3	4	5
34	他の子どもを脅かすために、その目の前で近くの物を力一杯壊した						1	2	3	4	5
35	異性の子どもたちの入浴中のぞいた						1	2	3	4	5
36	同性でむりやり性的な接触をした						1	2	3	4	5
37	異性の子どもたちの入浴中の盗撮をした						1	2	3	4	5
38	他の子どもたちの食事の盛りつけを少なくさせた						1	2	3	4	5
39	男子が女子にむりやり性交をした						1	2	3	4	5
40	自分の食事の盛りつけを多くさせた						1	2	3	4	5

※ウラにも疑問がございませう。お手数ですがご記入いただければ幸いです。

最後に、今後の分析に必要なため、大変恐縮ですが以下の項目ごとに当てはまるもの一つに○印、または数字をご記入ください。
なお、集計・分析は数値による統計処理をおこないますので、個人が特定される心配はありません。ご協力いただければ幸いです。

- 問1 子ども同士の権利侵害について対応に苦慮したことがありますか。 1.ある 2.ない 3.自分はないが、他の職員が感じたことがある
問2 子ども同士の権利侵害について施設での対応マニュアルがありますか。 1.ある 2.ない 3.検討中
問3 子ども同士の権利侵害について施設での対応マニュアルの必要性を感じたことがありますか。
1.ある 2.ない 3.自分はないが、他の職員が感じたことがある

問3-1 対応マニュアルの必要性を感じた内容について下記のうち特に当てはまるもの1つに○印をおつけください。(1つに○)

- 1.子ども同士での身体的な権利侵害が主たる内容であるもの
2.子ども同士での心理的な権利侵害が主たる内容であるもの
3.子ども同士の性的な権利侵害が主たる内容であるもの
4.その他(具体的に：)

問4 性別 : 1.男 2.女

問5 年齢 : 20代・30代・40代・50代・60歳以上

問6 職種 : 1.施設長 2.主任児童指導員 3.主任保育士

問7 児童養護施設の通算勤務年数 : 【 】 年

問8 その他の福祉現場での通算経過年数 : 【 】 年

お忙しい中、ご協力誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。